

(公印省略)

商観労企第120号  
令和3年4月26日

関係各位

大分県商工観光労働部  
商工観光労働企画課長

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の周知について（依頼）

本県商工観光労働行政の推進について、平素よりご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

本年1月に東京都、福岡県など11都府県に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、宣言地域のみならず、その他の地域にも大きな影響を与えたところであり、国では、宣言地域の飲食店の時短営業や移動・外出自粛の影響を受け、売上げが50%以上減少した事業者に対し、一時支援金の給付を行っています。

飲食、宿泊などの旅行関連事業者や、旅行関連事業者に商品等を納入する事業者など、県内の事業者も広く対象となり得る制度となっていますので、別紙1の資料により、あらためて周知を徹底いただきますようお願いいたします。

また、県内6箇所で説明会も開催しますので、別紙2によりあわせて周知をお願いします。

(参考)

制度の詳細は下記の一時支援金事務局ホームページを参照してください。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

担当：企画管理班 宮本

TEL 097-506-3215